

● 通学安全に関する要望書への回答（事務局まとめ）

No.	要望場所	要望内容（要望理由）	回答案
①	斎藤分小学校前交差点 （篠原第 543 号線）	歩行者向けの「路面標示」を補修してほしい。 車道に「一時停止線」を新設してほしい。	【神奈川区】 歩行者向け路面標示（パンダシール）を補修しました。 【神奈川警察署】 対面する車道に中央線が引かれており、道路の優先関係が明白であること、当該道路の交通量が少なく歩行者の溜りがないことから、一時停止線及び横断歩道は設置できません。
②	私立学校中学部・高等部道路 （中丸 1-17 付近）	「あんしんカラーベルト」及び「一時停止線」を新設してほしい。	【神奈川区】 「外側線」及び「あんしんカラーベルト」を新設します。 【神奈川警察署】 対面する車道に中央線が引かれており、道路の優先関係が明白であること、当該道路の交通量が少なく歩行者の溜りが私有地となることから、一時停止線及び横断歩道は設置できません。
③	私立学校中学部・高等部 正面道路（栗田谷線）	「あんしんカラーベルト」または「スクールゾーン等の路面標示」を新設してほしい。	【神奈川区】 「あんしんカラーベルト」は設置に伴う規定幅員を満たしていないため、設置できません。 車両に対しての注意喚起を促す路面標示を新設します。
④	栗田谷 16 から 47 までの道路	「あんしんカラーベルト」または「スクールゾーン等の路面標示」を新設してほしい。	【神奈川区】 写真④－１の道路は、設置に伴う規定幅員を満たしていないため、設置できません。 写真④－２及び写真④－３の道路については、「あんしんカラーベルト」を新設します。
⑤	栗田谷バス通り	「あんしんカラーベルト」または「スクールゾーン等の路面標示」及び「防護柵（ガードレール）」を新設してほしい。	【神奈川区】 「あんしんカラーベルト」及び「防護柵（ガードレール）」は設置に伴う規定幅員を満たしていないため、設置できません。 車両に対しての注意喚起を促す路面標示を新設します。

No.	要望場所	要望内容（要望理由）	回答案
⑥	神奈川区役所地下駐車場出入り口 付近 （二ツ谷町 1-8 付近）	「スクールゾーン等の路面標示」を新設してほしい。	【神奈川区】 「スクールゾーン等の路面標示」を <u>新設します。</u>
⑦	広台太田町 11-3 付近 （六角橋第 243 号線交差点付近）	「スクールゾーン等の路面標示」を新設してほしい。	【神奈川区】 「スクールゾーン等の路面標示」を <u>新設します。</u>
⑧	広台太田町 9-2 付近 （六角橋第 232 号線沿い）	現存の「スクールゾーン路面標示」を補修してほしい。	【神奈川区】 当該箇所について、 <u>補修済みです。</u>
⑨	平川町公園横 （二谷小学校正門側）	現存の「スクールゾーン路面標示」を補修してほしい。	【神奈川区】 「スクールゾーン等の路面標示」を <u>補修します。</u>
⑩	三ツ沢東町 6 から松ヶ丘 78 （豊頭寺線から六角橋第 461 号 線付近まで）	現存の「スクールゾーン路面標示」及び「あんしんカラー ベルト」を補修してほしい。 「防護柵（ガードレール）」の新設や、「スクールゾーン 等の路面標示」を追加設置してほしい。	【神奈川区】 現存の「スクールゾーンの路面標示」及び「あんしんカラーベ ルト」は、今後道路の工事が予定されており、そこで <u>復旧する 予定です。</u> 工事後の状況を確認し、補修の要否を検討します。 「防護柵（ガードレール）」は設置に伴う規定幅員を満たしてい ないため、 <u>設置できません。</u> 車両に対しての注意喚起を促す路面標示を <u>追加設置します。</u>
⑪	松ヶ丘 58-3 付近 （JR 東日本社宅跡地付近）	「あんしんカラーベルト」の新設及び現存の「一時停 止線」を補修してほしい。	【神奈川区】 「あんしんカラーベルト」は設置に伴う規定幅員を満たしてい ないため、 <u>設置できません。</u> また、現時点では開発計画が不明なため、開発状況をみながら 今後の対応を検討します。 【神奈川警察署】 当該箇所について、 <u>補修済みです。</u>
⑫	沢渡 50-7 付近	「スクールゾーン等の路面標示」を新設してほしい。	【神奈川区】 「スクールゾーン等の路面標示」を <u>新設します。</u>

No.	要望場所	要望内容（要望理由）	回答案
⑬	沢渡 46-6 から沢渡 54-2 までの道路	「スクールゾーン等の路面標示」及び「あんしんカラーベルト」を新設してほしい。	【神奈川区】 「スクールゾーン等の路面標示」を <u>新設します。</u> 「あんしんカラーベルト」は設置に伴う規定幅員を満たしていないため、 <u>設置できません。</u>
⑭	鶴屋町 1 丁目 41、42 付近	「あんしんカラーベルト」または「スクールゾーン等の路面標示」及び「防護柵（ガードレール）」を新設してほしい。	【神奈川区】 「あんしんカラーベルト」は、外側線を狭くして設置する等、検討しましたが、歩道として整備されている道路との関係上、外側線を狭くすることができないため、 <u>設置できません。</u> 歩行者の安全性を確保するため、現状維持が現実的であると考えます。 「スクールゾーン等の路面標示」を <u>新設します。</u> 「防護柵（ガードレール）」は、設置した場合に十分な歩道幅員を確保できないため、 <u>設置できません。</u>
⑮	鶴屋町 2 丁目 19-4、25-2 付近	「横断歩道」または車道に「一時停止線」を新設してほしい。	【神奈川警察署】 中央分離帯のある道路との交差路であり、優先関係が明白であること、当該道路の交通量が少ないことから、一時停止線及び横断歩道は <u>設置できません。</u> 【神奈川区】 要望先は警察署となっていますが、車両に対しての注意喚起を促す路面標示を <u>新設します。</u>
⑯	【西区】南軽井沢 2-3 付近 （社会福祉会館跡付近）	「スクールゾーン等の路面標示」及び「あんしんカラーベルト」を新設してほしい。	【西区】 「スクールゾーン等の路面標示」及び「あんしんカラーベルト」を <u>新設します。</u>

No.	要望場所	要望内容（要望理由）	回答案
⑪	【西区】楠町9-8前交差点 （旧東海道沿い）	「スクールゾーン等の路面標示」及び「横断歩道・一時停止線」または「カラー舗装（交差点内）」を新設してほしい。	【西区】 「スクールゾーン等の路面標示」及び交差点であることを運転者に認識させ、自動車の減速を促す「交差点クロスマーク」を<u>新設します。</u> 【戸部警察署】 当該道路の交通量が少ないこと、歩行者の溜りがなく安全が確保できないため、「横断歩道・一時停止線」は<u>設置できません。</u>